

項番	質問対象	質問内容	回答
1	公告	文科省・環境省・経産省の3省連名で、令和8年6月12日付け事務連絡『GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について（注意喚起）』が発出されており、国の方針に沿った確実な対応が自治体・認定事業者ともに求められていると認識しています。 この注意喚起を踏まえ、以下3つについて質問いたします。 ■質問① 上記の注意喚起では「認定内容に基づいた対応」が求められています。そのため、以下5点の認定内容を全て満たす事業者が受託できると捉えており、そうでない事業者の場合は受託要件なしとして契約できない、または、契約取り消しになると考えていますが相違ありませんでしょうか？ 万一、上記認識に相違がある場合、そのような要件でも可とした判断根拠について明示をお願いします。 <受託要件> ①大臣認定を受けている事業者であること ②当該認定における『収集区域』に本件対象の都道府県が含まれること ③別紙2 直接回収の許可を取得していること ④別紙6 再使用許可を取得していること ⑤上記①～④について、本入札参加日時時点で国からの認定を取得していること ■質問② 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者（メーカー）については、自社製品のみが回収対象となると2025年に環境省 GIGA スクール事務局から説明がありました。 そのため、本件入札参加資格者（1）資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者の対象となる製造事業者はApple Japan 合同会社のみになるという理解でよろしいでしょうか？ ■質問③ 資源有効利用促進法では、回収できるものは自社製品のみとなっております。回収対象品にケース・ACアダプタ・充電ケーブルの記載がございますが、Apple Japan 合同会社純正品になりますでしょうか。純正品で無かった場合、回収についてはどのような対応を想定されていますか？	■質問① 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者に関しては、お見込みのとおりです。 ■質問② 入札参加資格については、公告にある入札参加条件や、令和5年10月26日事務連絡「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」、各法令等により参加資格を審査いたします。個別具体の事業者に関する回答は控えさせていただきます。 ■質問③ ACアダプタ、充電ケーブルはApple Japan 合同会社純正品となります。ケースは純正品ではありません。また、最後の質問については、例えば、受託者が別業者に委託する等の方法を想定していますが、具体的には受託後に、受託者との協議のうえ決定するものとします。

4	公告	処分実績を提示する際、各法令（小型家電リサイクル法または資源有効利用促進法）に基づいた実績報告書を提出すべきと認識していますが、見解を教えてくださいませんか？	仕様書にある入札参加資格の（２）に該当するかを確認できる書類を提出していただくこととしますが、その際、各法令に基づく実績報告書があることが望ましいと考えます。
5	売却仕様書	今年の８月に大手リース会社が再委託を原因に端末紛失をしたとの記事があります。「データ消去作業の再委託は行わない」との記載は情報漏洩防止の観点より、漏洩リスクが高いため認めるべきではないとの認識で相違ないでしょうか？ また、過去に漏洩事故を起こした事業者に対して参加資格は認められますか？	「データ消去作業の再委託は行わない」理由は、お見込みのとおりです。 また、過去に漏洩事故を起こした事業者に対しての参加資格について、明確に記載しておりませんが、過去に情報漏洩事故を起こしていない事業者であることが、入札参加事業者として望ましいものと考えます。